

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱 新旧対照表

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染 及び健康被害に係る緊急措置事業要綱（新）	茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染 及び健康被害に係る緊急措置事業要綱（旧）
<p>第1 趣旨・目的</p> <p>茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。こうした状況等を踏まえ、茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費及び療養に要する費用を支給することにより治療を促し、並びに当該者のうち著しくジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対しては、<u>病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資することを目的とする。</u></p> <p>第2 具体的な内容等</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 緊急措置事業の内容</p> <p>（1）医療等の給付</p> <p>対象者に対して、以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>① 医療手帳の交付</p> <p>本事業の適用を受けようとする者の申出に基づき、対象者に該当するか否かの確認を行うものとする。<u>対象者である旨の確認を受け</u></p>	<p>第1 趣旨・目的</p> <p>茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。こうした状況等を踏まえ、茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費及び療養に要する費用を支給することにより治療を促し、並びに当該者のうち著しくジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対して、<u>病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資することを目的とする。</u></p> <p>第2 具体的な内容等</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 緊急措置事業の内容</p> <p>（1）医療等の給付</p> <p>対象者に対して、以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>① 医療手帳の交付</p> <p>本事業の適用を受けようとする者の申出に基づき、対象者に該当するか否かの確認を行うものとし、<u>対象者である旨の確認を受けた</u></p>

た者に対しては、医療手帳を交付するものとする。その際は、環境省が開催する臨床医学等の専門家からなる検討会の意見を聴くものとする。

## ② 健康診査の実施

①の医療手帳の交付を受けた者に対して、健康診査を行うものとする。

## ③ 医療費の支給

①の医療手帳の交付を受けた者が、疾病等（ジフェニルアルシン酸のばく露に起因するものでないことが明らかな疾病等及び明らかになった疾病等を除く。）について、要領で定める指定医療機関等で医療を受けたときは、その者に対して、当該医療に要した費用の額を限度として、医療費を支給するものとする。ただし、その者が、社会保険各法その他国又は地方自治体の負担による医療に関する給付を受けることができる場合には、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（自己負担分）の限度において支給するものとする。

## ④（略）

## （2）健康管理調査の実施

（1）①の医療手帳の交付を受けた者で、汚染井戸のうち、特に著しくジフェニルアルシン酸による汚染の影響を受けているものとして、検討会の意見を聴いて環境省が認めたものの水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者（以下「健康管理調査対象者」という。）に対しては、以下の措置を講ずる。

① 健康管理調査対象者に対しては、健康状態等に係る調査を実施

者に対しては、医療手帳を交付するものとする。その際は、環境省が開催する臨床医学等の専門家からなる検討会の意見を聴くものとする。

## ② 健康診査の実施

①の医療手帳の交付を受けた者に対して、年1回の健康診査を行うものとする。

## ③ 医療費の支給

①の医療手帳の交付を受けた者が、疾病等（ジフェニルアルシン酸のばく露に起因するものでないことが明らかな疾病等及び明らかになった疾病等を除く。）について、指定医療機関等で医療を受けたときは、その者に対して、当該医療に要した費用の額を限度として、医療費を支給するものとする。ただし、その者が、社会保険各法その他国又は地方自治体の負担による医療に関する給付を受けることができる場合には、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（自己負担分）の限度において支給するものとする。

## ④（略）

## （2）健康管理調査の実施

（1）の①の医療手帳の交付を受けた者のうち、汚染井戸のうち、特に著しくジフェニルアルシン酸による汚染の影響を受けているものとして、検討会の意見を聴いて環境省が認めたものの水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者（以下「健康管理調査対象者」という。）に対しては、以下の措置を講ずる。

① 健康管理調査対象者に対して、3年間、健康状態等に係る調査を

するものとし、別に要領で定める所定の健康状態等に係る調査票を提出した場合には、当該健康管理調査対象者に対し、健康管理調査費用として、月額 20,000 円を支給する。

② 本事業開始初年度においては、健康管理調査対象者に対し、病歴、治療歴等に関する調査その他の重点的調査を実施するとともに、当該調査に協力する場合には、それぞれ以下の区分に応じた健康管理調査協力金を支給する。

(ア)・(イ) (略)

### (3) 精神発達調査の実施

(1) ①の医療手帳の交付を受けた者のうち、小児期にジフェニルアルシン酸にばく露し、精神遅滞がみられた者であって、検討会の意見を聴いて調査の必要があると環境省が認めた者（以下、「精神発達調査対象者」という。）に対しては、精神発達等に係る調査を実施するものとし、別に要領で定める所定の精神発達等に係る調査票を提出した場合には、当該精神発達調査対象者に対し、精神発達調査費用として、月額 50,000 円を支給する。

### (4) 小児支援体制整備事業の実施

(1) ①の医療手帳の交付を受けた 15 歳以下の者のうち、親権者又は未成年後見人からの申請があった者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するために、以下の措置を講じる。なお、現に支援を受けている者に対しては、15 歳を超えても小児支援調整検討会議で支援が不要と判断されるまで支援を続ける。

実施するものとし、所定の健康状態等に係る報告票を提出した場合には、当該健康管理調査対象者に対し、健康管理調査費用として、月額 20,000 円を支給する。

② 本制度の初年度においては、健康管理調査対象者に対し、病歴、治療歴等に関する調査その他の重点的調査を実施するとともに、当該調査に協力する場合には、それぞれ以下の区分に応じた健康管理調査協力金を支給する。

(ア)・(イ) (略)

### (3) 精神発達調査の実施

(1) ①の医療手帳の交付を受けた者のうち、小児期にジフェニルアルシン酸にばく露し、精神遅滞がみられたものであって、検討会の意見を聴いて調査の必要があると環境省が認めた者（以下、「精神発達調査対象者」という。）に対しては、精神発達等に係る調査を実施するものとし、所定の精神発達等に係る報告票を提出した場合には、当該精神発達調査対象者に対し、精神発達調査費用として、月額 50,000 円を支給する。

### (4) 小児支援体制整備事業の実施

(1) ①の医療手帳の交付を受けた 15 歳以下の者のうち、親権者又は未成年後見人からの申請があった者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するために、以下の措置を講じる。なお、現に支援を受けている者に対しては、15 歳を超えても小児支援調整検討会議で支援が不要と判断されるまで支援を続ける。

①・②（略）

(5) 専門家による調査研究の実施

①（略）

② 検討会においては、(1) ①の確認及び(2) の認定について意見を述べるとともに、第1に掲げる目的の達成を図るため、(1) 及び(2) の措置を通じて得られた資料等に基づき、必要な科学的、技術的検討を行うものとする。

第3 その他

1（略）

2 この事業については、令和11年3月を目途として、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について検討を行うものとし、環境省が検討会の意見を聴いてその目的を達成したと認めたときに終了する。

①・②（略）

(5) 専門家による調査研究の実施

①（略）

② 検討会においては、(1) の①の確認及び(2) の認定について意見を述べるとともに、第1の目的の達成を図るため、(1) 及び(2) の措置を通じて得られた資料等に基づき、必要な科学的、技術的検討を行うものとする。

第3 その他

1（略）

2 健康管理調査は、臨床医学等の専門家からなる検討会の意見を聴いて、検討した結果、第2の3(2) ①の規定にかかわらず、平成18年7月以降も実施するものとする。

3 この事業については、令和5年6月を目途として、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について検討を行うものとし、環境省が検討会の意見を聴いてその目的を達成したと認めたときに終了する。